



<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民参加 市の政策立案、施策運営等に<u>あ</u>たって、広く市民の意見を反映させるとともに、<del>市との協働によるまちづくりを推進することをいう。</del></p> <p>(2) 市民 市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。</p> <p>(3) 協働 市民と市が<u>それぞれの立場を</u>自覚し、信頼関係を築くと共に相互に補完し、協力することをいう。</p> <p>(4) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の政策立案、運営等について意見交換、提言等を行うため、要綱等により設置する懇談会等をいう。</p> <p>(5) 市民活動 市民の自発的参加によって行われる不特定多数の者の利益その他地域社会の利益を追求する活動をいう。</p> <p>(6) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。</p> <p>(基本原則) 第3条 市民参加の基本原則は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <del>すべての市民が参加する権利を有する。</del></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民参加 市の政策立案、施策運営等に<u>当</u>たって、広く市民の意見を反映させるとともに、<u>市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。</u></p> <p>(2) 市民 市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。</p> <p>(3) 協働 市民と市が<u>それぞれの果たすべき役割を</u>自覚し、信頼関係を築くと共に相互に補完し、協力することをいう。</p> <p>(4) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の政策立案、施策運営等について意見交換、提言等を行うため、要綱等により設置する懇談会等をいう。</p> <p>(5) 市民活動 市民の自発的参加によって行われる不特定多数の者の利益その他地域社会の利益を追求する活動をいう。</p> <p>(6) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。</p> <p>(基本原則) 第3条 市民参加の基本原則は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>すべての市民が参加することができるものとする。</u></p>	<p>漢字で表現</p> <p>「市民が市政に参加すること」を追加したことによる修正</p> <p>第4条を「市民の役割」に、第5条を「市の役割」としたことによる修正</p> <p>市民参加について権利性を認めることは適切でないと判断した理由 本条例は、市民と市との協働によるまちづくりを進めるため、行政執行上の基本指針として、市民参加手続を規定するものであり、市民に対し、市民参加に関する権利</p>
---	---	---

<p>(2) 市民の自主性を尊重して行うものとする。</p> <p>(3) <del>市民の役割と市の責務をお互いが自覚し、</del>尊重しながら行うものとする。</p> <p>(4) 市民と市との情報の共有により行うものとする。</p>	<p>(2) 市民の自主性を尊重して行うものとする。</p> <p>(3) 市民と市が対等の立場でお互いの役割を理 解し、尊重しながら行うものとする。</p> <p>(4) 市民と市との情報の共有により行うものとする。</p>	<p>あり、市民に対し、市民参加に関する権利を付与し、又は義務を課することを目的とするものではない。</p> <p>一般に「権利」は、相手方（他人）に対して、ある作為又は不作為（受忍）を求めることのできる権能であり、法律によって保護される利益として理解されている。法令上に「権利」として明記する場合には、「権利」の内容を具体化する規定を置く必要がある。つまり、「権利」の内容を実行できなかった場合の保障規定、救済手続規定がない限り、条例上、権利性を認めることはできない。</p> <p>当市では、情報公開条例及び個人情報保護条例において、市民に権利性を保障する規定があるが、両条例においては、併せて「権利」の内容が認められなかった場合の不服申立て手続を設けている。こうした手続規定を持ち得ない市民参加条例においては、「公文書の開示を請求する市民の権利」、「自己に関する個人情報の開示請求等の権利」と同列に論じることとはできない。</p> <p>第4条を「市民の役割」に、第5条を「市の役割」としたことによる修正</p>
--	---	---

<p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民は、まちづくりにおける自らの立場を自覚し、積極的な市民参加に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重するとともに、主体的かつ民主的な市民参加に努めるものとする。</p> <p>3 市民は、市民活動の促進を図るとともに、市政に対する関心を自ら高めるよう努めるものとする。</p> <p><del>(市の責務)</del></p> <p>第5条 市は、市民が自ら市政について考え行動することができるよう、<u>行政情報の公開に努めなければならない。</u></p> <p>2 市は、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう<u>努めなければならない。</u></p> <p>3 市は、施策の実施結果について、市民に対し、適切な方法により説明するよう<u>努めなければならない。</u></p> <p>4 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう<u>努めなければならない。</u></p> <p>5 市は、市民参加の継続的な発展に向けて、創意工夫に<u>努めなければならない。</u></p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民は、まちづくりにおける自らの立場を自覚し、積極的な市民参加に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な市民参加に努めるものとする。</p> <p>3 市民は、市民活動の促進を図るとともに、市政に対する関心を自ら高めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(市の役割)</u></p> <p>第5条 市は、市民が自ら市政について考え行動することができるよう、<u>市政に関する情報の公開に努めるものとする。</u></p> <p>2 市は、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう<u>努めるものとする。</u></p> <p>3 市は、施策の実施結果について、市民に対し、適切な方法により説明するよう<u>努めるものとする。</u></p> <p>4 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう<u>努めるものとする。</u></p> <p>5 市は、市民参加の継続的な発展に向けて、創意工夫に<u>努めるものとする。</u></p>	<p>表現の修正</p> <p>情報公開条例で使用している用語に統一責務(=責任と義務)とすることが適切でないと判断した理由</p> <p>この条例は、市民と市との協働によるまちづくりを進めるため、行政執行上の基本指針として、市民の自主性及び自発性を尊重した市民参加手続を規定するものであり、市民に対し、市民参加に関する権利を付与し、又は義務を課することを目的とするものではない。同様に、市に対し、義務を課し、すべての施策に対し例外なく市民参加手続の設定を求めるものではない。</p> <p>責務を法律的な責任(義務)と解するならば、条例上、例外なく果たさなければならない負担(負荷)ということになる。他団体の条例で責務としているのは、市民参加手続規定を持っていないからであって、この条例のように、第6条以下に具体的な手続を定める条例とは自ずから性格が異なる。</p>
--	---	--

<p style="text-align: center;">第2章 市民参加の方法 第1節 市民参加の設定等 <del>（市民参加の設定）</del></p> <p>第6条 実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の策定の過程(以下「政策形成過程」という。)において、次節から第7節までに定める市民参加の手続(以下「市民参加手続」という。)のうち1以上を設定し、実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときはこの限りでない。</p> <p>(1) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定 (2) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定 (3) 市の基本的な条例の制定に係る案の策定 (4) 市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定に係る案の策定</p>	<p style="text-align: center;">第2章 市民参加の方法 第1節 市民参加手続の設定等</p> <p>第6条 実施機関は、<u>法令に特別の定めがある場合を除くほか</u>、次の各号に掲げる計画、条例等の案の策定の過程(以下「政策形成過程」という。)において、次節から第7節までに定める市民参加の手続(以下「市民参加手続」という。)のうち1以上を設定し、実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定 (2) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定 (3) 市の基本的な条例の制定<u>改廃</u>に係る案の策定 (4) 市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定<u>改廃</u>に係る案の策定</p>	<p>る。</p> <p>条例上に「責務」という表現を使用する場合、それは法律上の責務として、一定の作為又は不作為義務を負うことを意味する。この法律上の責務を果たさない場合、罰則により法律上の不利益又は制裁を課すことの有無については、個別の法令により定めることになるとしても、この法律上の責務は、道義的な責務、倫理上の責務とは自ずと性格が異なるものである。</p> <p style="text-align: center;">節の表題と同一のため省略</p> <p>法令上にもともと市民参加手続が規定されている場合には、そちらを優先する趣旨</p> <p style="text-align: center;">一部改正や廃止の場合も新たな条例の策定にあたるため、改廃を追加</p>
--	--	--

<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが必要と認められるもの</p> <p>2 実施機関は、特に重要な計画、条例案等でより多くの市民の意見を反映させる必要があると認めるときは、積極的に複数の市民参加手続を併用するよう努めるものとする。</p> <p>3 実施機関は、第1項ただし書の規定により市民参加手続を設定しないときは、その理由を</p>	<p>(5) <u>市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃に係る案の策定</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが必要と認められるもの</p> <p>2 <u>前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、金銭徴収に関する条項又は関係法令の改正に伴う簡易なもの等政策的な判断を要しない条項については、市民参加手続を設定しない。</u></p> <p>3 <u>第1項の場合において、実施機関は、より多くの市民の意見を反映させる必要があると認めるときは、積極的に複数の市民参加手続を併用するよう努めるものとする。</u></p> <p>4 実施機関は、第1項ただし書の規定により市民参加手続を設定しないときは、その理由を公</p>	<p>地方自治法第14条第2項に基づき制定する条例を追加（一例として、公安条例、ポイ捨て、騒音、押し売り等の防止を目的とする条例等）</p> <p>地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料等の金銭徴収に関する条項について除外することとした理由</p> <p>地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収については、地方自治法第74条第1項の規定により、条例の直接請求の対象から除外されていること。</p> <p>その理由としては、地方税等の賦課徴収に関する条例等の制定又は改廃に関する住民の直接請求は、制度そのものとして必ずしも適当でないものがあるのみならず、地方公共団体の財政的基盤を危うくし、その存在を脅かすものがあること及び金銭徴収に関しては、直接個人的な利害に関わる事項であり、大局的な判断が困難であること。</p> <p>地方税の賦課徴収に関する条項については、基本的には、国の法改正に伴う条例改正が大部分であり、実施機関の裁量の範囲内において実施する市民参加手続の設定に、そもそもなじまないものであること。</p> <p>特に重要なものに限定しない趣旨</p>
---	---	---

<p>公表し市民の理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>第2節 附属機関等の設置、会議の公開及び構成員の市民公募 (附属機関等)</p> <p>第7条 実施機関は、専門的・技術的知識及び経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める場合は、審議会等を設置する。</p> <p>2 実施機関は、個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により、提言等の取りまとめを求める場合は、懇談会等を設置する。 (会議公開の原則)</p> <p>第8条 実施機関は、附属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例(平成13年西東京市条例第12号)第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、会議を非公開とする場合を除き、会議の開催にあたっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会議の内容について理解を深められるよう、努めるものとする。 (会議録の作成)</p> <p>第9条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。</p> <p><del>2 会議録は、前条第1項ただし書の規定により会議を非公開とした場合を除き、これを公開</del></p>	<p>表し市民の理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>第2節 附属機関等の設置、会議の公開及び構成員の市民公募 (附属機関等)</p> <p>第7条 実施機関は、専門的・技術的知識及び経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める場合は、審議会等を設置する。</p> <p>2 実施機関は、個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により、提言等の取りまとめを求める場合は、懇談会等を設置する。 (会議公開の原則)</p> <p>第8条 実施機関は、附属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例(平成13年西東京市条例第12号)第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、会議を非公開とする場合を除き、会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。 (会議録の作成及び公開)</p> <p>第9条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。</p> <p><u>2 会議録は、これを公開しなければならない。</u></p> <p>3 前項の場合において、会議録に西東京市情報</p>	<p>会議録の公開について情報公開条例の例によることを明確化</p>
--	--	------------------------------------



<p>を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により1月の期間を確保できない場合は、この限りでない。</p> <p>3 意見等を提出する市民は、原則として住所、氏名等を明らかにしなければならない。 (検討結果の公表)</p> <p>第16条 実施機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。 (1) 提出された意見等の内容 (2) 提出された意見等の検討結果及びその理由</p> <p>第4節 市民説明会 (市民説明会の開催)</p> <p>第17条 実施機関は、課題、問題点等の説明を通して、複数の市民の意見等を収集する必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な意見交換を目的とする集まり(以下「市民説明会」という。)を開催する。 (開催日時等の事前公表)</p> <p>第18条 実施機関は、市民説明会の開催にあたっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。 (資料の充実)</p> <p>第19条 実施機関は、市民説明会を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深められるよう、努めるものとする。 (開催記録の作成及び公表)</p> <p>第20条 実施機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公表しなければならない。</p>	<p>める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により1月の期間を確保できない場合は、この限りでない。</p> <p>3 意見等を提出する市民は、原則として住所、氏名等を明らかにしなければならない。 (検討結果の公開)</p> <p>第16条 実施機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。 (1) 提出された意見等の内容 (2) 提出された意見等の検討結果及びその理由</p> <p>第4節 市民説明会 (市民説明会の開催)</p> <p>第17条 実施機関は、課題、問題点等の説明を通して、複数の市民の意見等を収集する必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な意見交換を目的とする集まり(以下「市民説明会」という。)を開催する。 (開催日時等の事前公表)</p> <p>第18条 実施機関は、市民説明会の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。 (資料の充実)</p> <p>第19条 実施機関は、市民説明会を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深められるよう、努めるものとする。 (開催記録の作成及び公開)</p> <p>第20条 実施機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公開しなければならない。</p>	<p>すべての意見等を市報等で逐条的に公表することは困難であることから、一覧表の閲覧方式による公開を原則とする趣旨</p> <p>漢字で表現</p> <p>すべての開催記録を市報等で公表することは困難であることから、会議録と同様の閲覧方式による公開を原則とする趣旨</p>
---	---	--

<p>第5節 市民ワークショップ (市民ワークショップの開催)</p> <p>第21条 実施機関は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な議論による市民意見の集約を目的とする集まり(以下「市民ワークショップ」という。)を開催する。</p> <p>第22条 第18条から第20条までの規定は、前条の場合において準用する。</p> <p>第6節 市民投票 (市民投票の実施)</p> <p>第23条 市長は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要があると認める場合は、市民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の場合において、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。</p> <p>第7節 その他の手続 (その他の市民参加手続の設定)</p> <p>第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加手続がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとする。</p> <p>第3章 市民参加事業の見直し (見直し段階における市民参加手続)</p> <p>第25条 実施機関は、<del>計画段階において市民参加手続を実施した第6条第1項の各号に規定する施策については、一定期間を経過後、市民参加手続により見直しを行い、その結果を公表するものとする。ただし、第6条第1項</del></p>	<p>第5節 市民ワークショップ (市民ワークショップの開催)</p> <p>第21条 実施機関は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な議論により市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まり(以下「市民ワークショップ」という。)を開催する。</p> <p>第22条 第18条から第20条までの規定は、前条の場合において準用する。</p> <p>第6節 市民投票 (市民投票の実施)</p> <p>第23条 市長は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要があると認める場合は、市民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の場合において、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。</p> <p>第7節 その他の手続 (その他の市民参加手続の設定)</p> <p>第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加手続がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとする。</p> <p>第3章 市民参加事業の見直し (見直し段階における市民参加手続)</p> <p>第25条 実施機関は、<u>政策形成過程において市民参加手続を実施したものについては、見直し段階においても市民参加手続を実施し、その結果を公表するものとする。ただし、第6条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>必ずしも一つの意見への集約ではなく、複数の意見への集約、すなわち意見全般の方向性を見出すことを目的とすることを明確化</p> <p>第6条の「政策形成過程」の表現を使用したことに伴う修正</p>
--	--	--

<p>だし書に規定する場合<u>その他軽易な見直しを行う</u>場合は、この限りでない。</p> <p>第4章 条例の見直し (この条例の見直し)</p> <p>第26条 市は、この条例の趣旨及び目的に照らし、この条例が市にふさわしいものであるかどうかを継続的に検証し、必要があると認める場合は見直す等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第5章 委任 (委任)</p> <p>第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成14年<u>一月一日</u>から施行する。</p>	<p>第4章 条例の見直し (この条例の見直し)</p> <p>第26条 市は、この条例の趣旨及び目的に照らし、この条例が市にふさわしいものであるかどうかを継続的に検証し、必要があると認める場合は見直しを行う等の措置を講ずるものとする。</p> <p>第5章 雑則 (委任)</p> <p>第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の際、既に案の策定に着手している計画、条例等であって、第2章に定める市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定を適用しない。</u></p>	<p>第6条第2項で関係法令の改正に伴う軽易なものを除外したことに伴う削除</p> <p>「必要」が重複していたことに伴う表現の修正</p> <p>施行日を明示</p> <p>経過措置規定の追加 この条例の施行日現在、設置されている附属機関等は、原則として委員の改選等は行わず、引き続き検討を続ける。しかし、今後の検討にあたっては、会議を公開し、会議録を作成し、又はその他の市民参加手続を併用するよう努める等この条例に基づく市民参加手続の充実に努めることとなる。</p>
--	--	---